

日本脳炎の定期予防接種のお知らせ

今年8月27日の予防接種法実施規則の一部改正により、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン(新ワクチン)による接種が第2期の対象者の人も使用できるようにになりました。

日本脳炎の予防接種に係る特例

平成17年5月以降、積極的な接種勧奨の差し控えにより接種できなかった第1期の不足分(1回〜3回)を第1期の期間(生後36月〜90月)および第2期の期間(9歳〜13歳未満)に接種できるようにしました。



接種できる年齢と回数

過去に1〜2回接種を受けたお子さんは
1期(初回2回、追加1回)の不足分(1〜2回)を、36月〜90月および9歳〜13歳未満の年齢のときに6日以上の間隔をおいて接種できます。
1期の接種を全く受けていないお子さんは
9歳〜13歳未満の年齢のときに6日〜28日までの間隔をおいて2回を接種し、おおむね1年後に1回接種できます。
生後90月を超え、9歳未満のお子さんは
今後、9歳〜13歳未満の間に接種できます。

- 対象年齢
 - ・第1期 生後36月〜90月
 - ・第2期 9歳〜13歳未満
- 料金 無料
- 接種医療機関
「菊陽町予防接種だより」をご覧ください。予約が必要です。

10月1日は、国勢調査。

平成22年10月1日現在で、「平成22年国勢調査」が実施されます。

この調査は、国の最も基本的な統計調査として、人口や世帯の実態を明らかにするために5年ごとに行われる調査です。特に今回の国勢調査は、日本が人口減少社会を迎えての最初

の調査であり、その結果は国や地方公共団体で、これからの施策の策定や推進に大きく活用され役立てられます。

9月23日から、国が任命した調査員が皆さんの自宅を訪問し、調査票を配布しています。調査票が届いたら、「記入のしかた」をよく読んで、普段住んでいる人を漏れなく記入してください。

記入された内容は、「統計法」によって厳重に守られます。他人に漏れたり、統計を作成する目的以外に使われたりすることは、絶対にありません。

記入された調査票は調査員へ提出するか、郵送で直接町へ提出することもできます。もし、記入に関して不明な点があれば、総合政策課や調査員に遠慮なくお尋ねください。皆さんのご協力をよろしくお願います。

調査票記入時の注意点
次のことに注意して、ご記入ください。

✕

調査票は
ぬらしたり
汚したりしない。

折ったり
破ったりしない

使用できない筆記用具

万年筆 色鉛筆 ポールペンなど

○

黒鉛筆で塗りつぶす

標題…いまの日本が見えてくる
私とあなたの国勢調査
入賞 東京都 森 安珠さん

問い合わせ 健康・保険課 保健予防係 ☎ 232-4912

窓口業務の日曜日開庁を試行します

仕事の都合などにより、平日に役場に来られない人のために、来年1月から3月までの3カ月間、窓口業務の日曜日開庁を次のとおり試行します。

■試行期間
平成23年1月〜3月

■開庁日
毎週日曜日
(平成23年1月2日を除く)

■開庁時間
午前9時〜午後1時

■開庁場所
菊陽町役場(本庁舎) 町民課

利用できるサービス

町民課	町民課	町民課	税務課
<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写しの交付 ・住民票記載事項証明の交付 ・外国人登録原票記載事項証明の交付 ・印鑑登録 ・印鑑登録廃止 ・印鑑登録証明書の交付 ・住民票コード証明の交付 ・住居表示変更証明の交付 ・本籍地表示変更証明の交付 ・現在の戸籍謄本・抄本証明の交付(除籍は除く) ・戸籍附票の写しの交付 ・子ども手当現況届の預かり ・児童扶養手当現況届の預かり ・ひとり親家庭等医療費受給資格更新申請書の預かり ・ひとり親家庭等医療費助成申請・請求書の預かり ・保育所入所申込書の預かり ・重度心身障がい者医療費助成申請書の預かり ・子ども医療費一部負担金請求書の預かり ・人間ドック健診申込兼補助金交付申請書の預かり ・後期高齢者医療被保険者証等再交付申請書の預かり ・後期高齢者医療高額療養費支給申請書の預かり ・後期高齢者医療療養費支給申請書の預かり ・後期高齢者医療特定疾病認定申請書の預かり 	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療高額介護合算療養費等支給申請書の預かり ・後期高齢者医療基準収入額適用申請等各種申請書の預かり ・後期高齢者医療人間ドック健診申込兼補助金交付申請書の預かり ・後期高齢者医療保険料納付方法変更申出書の預かり ・総合検診・がん複合健診申込書の預かり ・高額介護(予防)サービス費給付申請書の預かり ・家庭介護用品購入費助成金申請書の預かり ・要介護認定申請書(更新のみ)の預かり 	<ul style="list-style-type: none"> ・所得証明書の交付 ・課税証明書の交付 ・所得課税証明書の交付 ・資産証明書の交付 ・評価証明書の交付 ・公課証明書の交付 ・無資産証明書の交付 ・名寄帳の交付 ・土地台帳の閲覧 ・字図のコピー ・原動機付自転車の標識交付証明書の再交付 ・納税証明書の交付 ・軽自動車税納税証明書(継続検査用)の交付 	

問い合わせ 町民課 ☎ 232-4914 税務課 ☎ 232-4911

在宅介護をしているご家族へ町が支援します

町では、重度の要介護状態にある高齢者を在宅で常時介護している家族の精神的、経済的負担を軽減するため、次の2つの事業を実施しています。今年度申請していない人で、対象要件に該当し受給を希望する人はお問い合わせください。対象要件は、在宅で介護している家族に限ります。

介護用品購入費助成事業

■助成対象者
介護保険要介護認定で要介護3・4・5と判定され、紙オムツなどの助成対象用品が必要と認められた在宅高齢者を介護している家族。

家族介護者手当事業

■助成対象者
次のすべてに該当する人。
①平成22年4月1日(基準日)現在、本町に居住し、かつ住民基本台帳に記載されている人。
②基準日から起算して過去1年間、施設介護サービスを受けず、医療保険による入院が90日未満の人(居宅介護サービスのショートステイの利用が90日未満の人)を在宅で介護している人。
③介護保険の要介護認定で、基準日から起算して過去1年間、要介護4または5と判定されていた人を在宅で介護している人。

助成対象用品

紙オムツ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー

助成額

月額6,250円を限度として助成します。

申請受付

受給資格認定は随時受け付けています。

※助成は受給資格認定申請をした日の属する月の翌月から受給対象となります。入院期間中は助成対象外となります。

支給額

1世帯あたり年額10万円を支給します。

申請期限

10月29日(金)

問い合わせ 総合政策課 ☎ 232-2112 県統計調査課 ☎ 333-2178